

注意! 事業活動に伴うごみは、家庭のごみとして出すことはできません。
(ごみの量や営利・非営利に関わらず、一般家庭のごみ以外は、事業系ごみとなります。)

事業系ごみの正しい分け方・出し方

* 事業系ごみの排出者は、廃棄物を自らの責任において正しく分別し、適正に処理する義務があります。

- **産業廃棄物**は、産業廃棄物処理業者へ処理を委託するか、又は、自ら産業廃棄物処理施設へ搬入してください。
- **一般廃棄物**は、那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、又は、自ら那覇・南風原クリーンセンターへ搬入してください。

廃棄物の区分

産業廃棄物

● **産業廃棄物**とは 事業活動（公共事業等の非営利活動を含む）に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた**21種類**の廃棄物をいいます。

あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃えがら 石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残渣等	② 汚泥 グリーストラップ、ビルビット汚泥、工場排水や製造工程で排出される泥状のもの	③ 廃油 鉱油性油、動植物性油、潤滑油、洗浄油等	④ 廃酸 廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等	⑤ 廃アルカリ すべてのアルカリ性の廃液	⑥ 廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、固形状・液状のすべての合成高分子化合物
	⑦ ゴムくず ゴムホース、生ゴム、天然ゴムくず等	⑧ 金属くず 傘の骨組み、鉄を主成分とする金属材料、又は、非鉄金属等	⑨ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	⑩ 銅さい 高炉、転炉、電気炉の残渣等	⑪ がれき類 工作物の新築、改築、又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片等	⑫ ばいじん 工場の排ガスを処理して発生したばいじん
	⑬ 紙くず 建設業、出版業、新聞業、製本業等から排出されるもの	⑭ 木くず 建設業、木材製造業、家具製造業等から排出されるもの、貨物用パレット等	⑮ 繊維くず(天然繊維) 建設業、繊維工場等から排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	⑯ 動物系固形不要物 解体処理又は殺された牛、豚、鳥等の処理不要物		
	⑰ 動物系固形不要物	⑱ 動物の糞尿 畜産農業から排出される牛、豚、鳥等のふん尿	⑲ 動物の死体 畜産農業から排出される牛、豚、鳥等の死体	⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもの		
	㉑ 動物の死体	㉒ それ以外のもの		㉓ 輸入された廃棄物 航空廃棄物、携帯廃棄物を除く		
	特定の事業活動に伴うもの					

正しい分別はごみ減量の第一歩!



収集運搬業者任せにしないでください!

ごみに関する お問い合わせ先 (電話番号)			ホームページはこちら
産業廃棄物	契約・マニフェスト等に関すること	環境政策課	098-951-3231
	収集運搬・処分業者の紹介等に関すること	(一社)沖繩県産業資源循環協会	098-878-9360
一般廃棄物	収集運搬業者、持ち込み等に関すること	環境政策課	098-951-3231
那覇・南風原クリーンセンターの搬入時間			
所在地	〒901-1105 島尻郡南風原町字新川650番地		
曜日	曜日	午前	午後
毎週月曜日～土曜日		※年始1月1日～3日は搬入できません。	9:00～11:45 13:00～16:45



リサイクル可能な品目です。正しく分別してリサイクルに取り組みましょう!



一般廃棄物

● **一般廃棄物**とは 産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

燃やすごみ [市の処理施設] 那覇・南風原クリーンセンター	資源化できない紙(注1) 汚れた紙くず、紙コップ、合成紙、写真、感熱紙(ファクス用紙)、カーボン紙・ノンカーボン紙、ビニールコート紙、その他(リサイクルできない紙類) ※従業員の生活活動に伴い排出される「弁当がら、お菓子の包装紙、カップ容器等」に限り、一般廃棄物として排出することができます。	生ごみ(注2) ※水気は、しっかり切りましょう。	木製品(注3)
資源化物 [民間の再生処理施設] 処理業者一覧 ※裏面参照	雑誌・雑がみ / 機密文書 / 新聞紙 / ダンボール / OA紙 ● 資源化可能な「古紙」及び「草木」は、那覇・南風原クリーンセンターへ「燃やすごみ」として搬入することを禁止しています。種類ごとに分別ボックスを用意しましょう。	草・木(注3) 草・木(枝)だけで、出しましょう。	

(注1) 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものは、産業廃棄物に該当します。
(注2) 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物は、産業廃棄物に該当します。
(注3) 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。))に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものは、産業廃棄物に該当します。

リサイクルを
分別しやすく
お願ひします!

リサイクル対象品

① **家電4品目** お問い合わせ: 販売店又は指定取引所 (裏面) **(有料)**

② **パソコン** お問い合わせ: 各メーカー **(有料)**

③ **消火器** お問い合わせ: 特定窓口 (裏面) **(有料)**

大切なお知らせです!



事業所(あなたの会社等)、ビル等所有者の皆様

期限内処分 **2027年3月31日まで**

低濃度PCB廃棄物

汚染されているかも... **古い電気機器は、残っていませんか? 今すぐ確認を!**

PCBとは? (ポリ塩化ビフェニル) 電気機器の絶縁油など、様々な用途で使用されていた**人体に有害な物質**です。
※PCB廃棄物を新規保管することになった事業者は速やかに那覇市環境政策課まで連絡を! (届出義務あり)
※使用中の電気設備等は感電の恐れがあり大変危険です。機器の調査は必ず電気主任技術者等に依頼してください。

【PCB含有の可能性がある電機機器等の例】 ※詳細は下リンク参照

- ① **自家用電気工作物**
変圧器、コンデンサーなど
- ② **非自家用電気工作物**
X線照射装置、エレベーター、カーリフト等、溶接機、分電盤、コンプレッサー、乾燥機、工作機器、揚水ポンプ、モーター、冷蔵庫設備などに取り付けられています。
- ③ **照明器具**
照明器具安定器、コンデンサー

調べて適切に処分! 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き

安定器のPCB使用・不使用の判別

PCB関連(各種届出) 那覇市ホームページ

【助成制度のご案内】 令和7年4月1日開始 ※予算に限りあり